

千葉県警察



道路標識

	一時停止		通行止め		一方通行
	車両通行止め		車両進入禁止		特定小型原動機付自転車・自転車通行止め
	最高速度 (50km/h)		駐停車禁止		駐車禁止
	追越しのための 右側部分はみ出 し通行禁止		転回禁止		歩行者等横断禁止
	高さ制限		始まり		終わり
	指定方向外 進行禁止		自動車専用		特定小型原動機付自転車・自転車専用
	歩行者等専用		普通自転車等及 び歩行者等専用		横断歩道

自動車を運転するには

運転免許証の種別	運転できる期間
日本の運転免許証	有効期間内
道路交通に関する条約 (ジュネーブ条約) に基づく国際運転免許証	日本に上陸した日から起算して1年間又は当該免許証の有効期間のいずれか短い期間 * ただし、住民基本台帳に記録されている者が出国の確認又は再入国の許可等を受けて日本から出国し、3か月未満のうちに帰国（上陸）した場合においては、当該帰国（上陸）の日は運転可能期間の起算日とはならない。
自動車等の運転に関する 外国の運転免許証（注）	

* いずれかの運転免許証が必要です。

(注)

- スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、台湾の5か国1地域のみ有効
- 政令で定める者が作成した日本語による翻訳文の添付が必要

※ この資料は、令和7年9月30日現在の情勢、制度等に基づき作成しています。

落とし物をしたら（遺失）

届出

- ・公共場所（路上、公園等）で遺失
警察署、交番等に遺失届を提出してください。
- ・施設内（デパート、駅構内等）で遺失
警察のほかに、当該施設にも問い合わせてください。

悪用防止

- ・クレジットカードなどの場合は、自分で発行元に連絡し、利用を止める手続きを行ってください。
- ・パスポートを紛失した場合は、自分で領事機関に報告してください。

届けると
どうなる？

- ・警察では、遺失届に基づき、データベースであなたの物が拾得されていないかの確認を行います。



落とし物を拾ったら（拾得）

届出

- ・落とし物を拾った場合は、速やかに遺失者に返すか、警察に届け出してください。届出は、どこの警察署、交番、駐在所でも構いません。
- ・施設内で拾った場合は、施設の管理者に届け出してください。

所有権

- ・警察に届けられた日から3か月の保管期間に遺失者が判明しない場合には、その後2か月間、拾得者がその落とし物を受け取ることが出来ます。
- ・保管期間の満了日について、警察から連絡することはありませんので、御自身で確認し、申請してください。

費用
報労金

- ・遺失者が判明した場合、落とし物の届出や保管のために負担した費用を請求することができます。また、落とし物の価値の5%～20%の間で遺失者から報労金を受けることが出来ます。費用や報労金を請求する権利は、物件が遺失者に返された後1か月を経過すると無くなります。
- ・警察は、費用及び報労金の支払いには関与出来ませんが、遺失者の連絡先を提供することが出来ます。

国内
滞在中

- ・落とし物が届けられた警察署で、返還してもらうことが出来ます（遺失届を提出した警察署と異なることがあります。）。
- ・自費で郵送による返還も可能です。その場合は、届けられた警察署に相談してください。

帰国後

- ・警察署から帰国後の連絡先に落とし物が拾われたことを連絡しますので、返還方法を相談してください。
- ・海外への送付は、費用負担の問題から困難なため、日本にいる人（代理人）を介してください。代理人への返還を希望する場合は、「委任状」が必要です。

費用
報奨金

- ・日本の「遺失物法」では、落とし物が返還された場合、拾得者が権利を放棄しない限り、遺失者は拾得者がその物の届出や保管のために負担した費用のほか、その物の価値の5%～20%の間で報労金を拾得者に支払う義務が生じます。
- ・警察は、費用及び報労金の支払いには関与出来ませんので、拾得者との話し合いで決めてください。



権利放棄
及び喪失

- ・所有権、報労金を請求する権利は、放棄することも出来ます。（どちらか一方の権利を放棄することも出来ます。）。
- ・落とし物を拾ってから7日間（施設内の場合は24時間）以内に届け出ない場合、所有権、報労金を請求する権利を失います。

物件
受取

- ・所有権を取得した物件を受け取る際は、届け出た警察署に来ていただく必要があります。日本国内にいる場合は、自己負担で送付することも出来ます。
- ・帰国後に物件を受け取りたい場合、海外への送付は費用負担の問題から困難なため、日本にいる人（代理人）を介してください。代理人への返還を希望する場合は、落とし物の受取りを委任することを記載した、「委任状」が必要です。
- ・受取方法は、落とし物を届けた警察署と相談してください。

みんなで守ろう

ちばサイクルル

(千葉県自転車安全利用ルール)



自転車に乗る前のルール

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
傘差し、スマホ、音楽など
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう

緊急連絡先

警察（事件・事故） 消防（火災・救急）

110番

119番



パトカー



消防車



救急車

情報提供

千葉県警察ホームページ

<http://www.police.pref.chiba.jp>

千葉県警察のホームページには様々な情報が掲載されています。



※ この資料は、令和7年9月30日現在の情勢、制度等に基づき作成しています。

犯罪から身を守る

- ・荷物から絶対に目をはなさない
- ・貴重品は肌身離さず持つておく

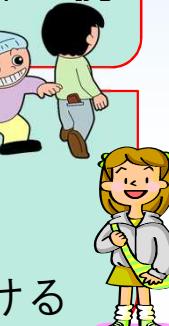
置引き

- ・混雑時は荷物は背負わず体の正面に
- ・ズボンの後ろポケットに無造作に携帯電話、財布を入れない

すり

- ・バックはたすきがけにする
- ・手荷物は歩道側に持つ
- ・バイクの音には振り返る
- ・自転車のカゴにはカバーをつける

ひったくり



事件事故に遭遇したら：110番通報制度（三者通話）



◆日本で、事件や事故が起きた場合の緊急通報先は、110番です。

◆千葉県内から110番をかけると、千葉県警察本部通信指令室につながります。

◆通信指令室で皆さんの通報内容を聞きながら、同時に警察署やパトカーなどに無線指令を行い警察官を向かわせます。

◆日本語を話せない外国人からの通報は、通訳人を介して対応します（三者通話）。

110番すると・・・

- ・事件ですか、事故ですか、何かありましたか？
 - ・それはいつですか？
 - ・場所はどこですか？
 - ・どのような事件（事故）ですか？
 - ・犯人は？
 - ・あなたのお名前は？
- などを尋ねします。慌てず、落ち着いてお話し下さい。

